

破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する  
個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

令和4年11月2日

個人情報保護委員会は、破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対し、本日、個人情報の保護に関する法律第145条第2項に基づく命令を行いましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

電話：03-6457-9680（代）

# 破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護 に関する法律に基づく行政上の対応について

令和4年11月2日  
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、本日、多数の破産者等の個人情報等を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に反して取り扱っているウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の運営者（以下「本件事業者」という。）に対し、個人情報保護法第145条第2項に基づき、以下のとおり本件ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう命令した。

## 1. 命令の理由

- (1) 個人情報保護委員会は、以下のアからウのとおり、本件ウェブサイトにおける個人情報等の取扱いが個人情報保護法に違反していると認め、本件事業者に対し、令和4年7月20日付けで本件ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止することを求める個人情報保護法第145条第1項に基づく勧告を発出したが、正当な理由なくその勧告に係る措置がとられなかった。

ア 本件ウェブサイトでは、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人の氏名及び住所といった個人データ（個人情報）が、不特定多数の者による当該個人に対する財産的・人格的差別が誘発されるおそれがあることが十分に预见できるにもかかわらず、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されており、もって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されていることから、個人情報保護法第19条に違反する事実がある。

イ 本件ウェブサイトでは、上記の方法により個人情報が利用されているにもかかわらず、当該個人情報の取得後速やかにその利用目的が本人に通知され又は公表されていないことから、個人情報保護法第21条第1項に違反する事実がある。

ウ 本件ウェブサイトでは、上記のとおりインターネット上において個人データが不特定多数の者から閲覧可能な状態に置かれており、もって、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データが第三者に提供されていることから、個人情報保護法第27条第1項に違反する事実がある。

- (2) 本件ウェブサイトにおいて、平成21年以降に破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた破産者等の個人情報が、不特定多数に容易に閲覧できる方法で継続的に提供されており、多数の破産者等が人格的・差別的な取扱いを受けるおそれがあることなどから、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められる。

## 2. 命令事項等

当委員会は、上記 1 記載の理由により、令和 4 年 11 月 2 日付けで本件事業者に対し、本件ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう命令を実施した。

また、本件事業者は当委員会が勧告とともに発出した報告徴収に応じなかったことから、当委員会は、個人情報保護法第 177 条に係る罰則の適用を求めて刑事告発の手続を具体的に進めている。

今後、本件事業者が本件命令に違反した場合、当委員会は、個人情報保護法第 173 条等に係る罰則の適用を求めて刑事告発をすることを検討している。

なお、本件事業者に対しては個人情報保護法第 160 条に基づく公示送達の手続をとっている。

以 上